

日進市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組みの方針～

令和7年4月改定

日進市通学路安全対策協議会

1 プログラムの目的

平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことにより、平成24年5月から8月にかけて各小中学校の通学路において教育委員会、学校、警察、道路管理者等（以下、「関係機関」という。）が連携して、緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について協議し、対策を実施してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取り組みを行うため、関係機関の連携体制を構築し、平成30年4月に「日進市通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、交通規制や通学路の変更などソフト面での対策を組み合わせつつ、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 協議会の設置

上記目的を達成するため、以下の構成で「日進市通学路安全対策協議会」を設置し、関係機関の連携を図っていきます。

① 事務局として

日進市教育委員会 学校教育課

② 道路管理者として

日進市建設部 道路河川課

国土交通省 中部地方整備局 名古屋国道事務所（必要に応じて）

愛知県 尾張建設事務所 維持管理課（必要に応じて）

③ 交通安全・防犯担当として

日進市総務部 防災安全課

④ 交通管理者として

愛知警察署（必要に応じて）

⑤ 地域住民及び学校の代表として

区長（必要に応じて）

小中学校通学路担当者（必要に応じて）

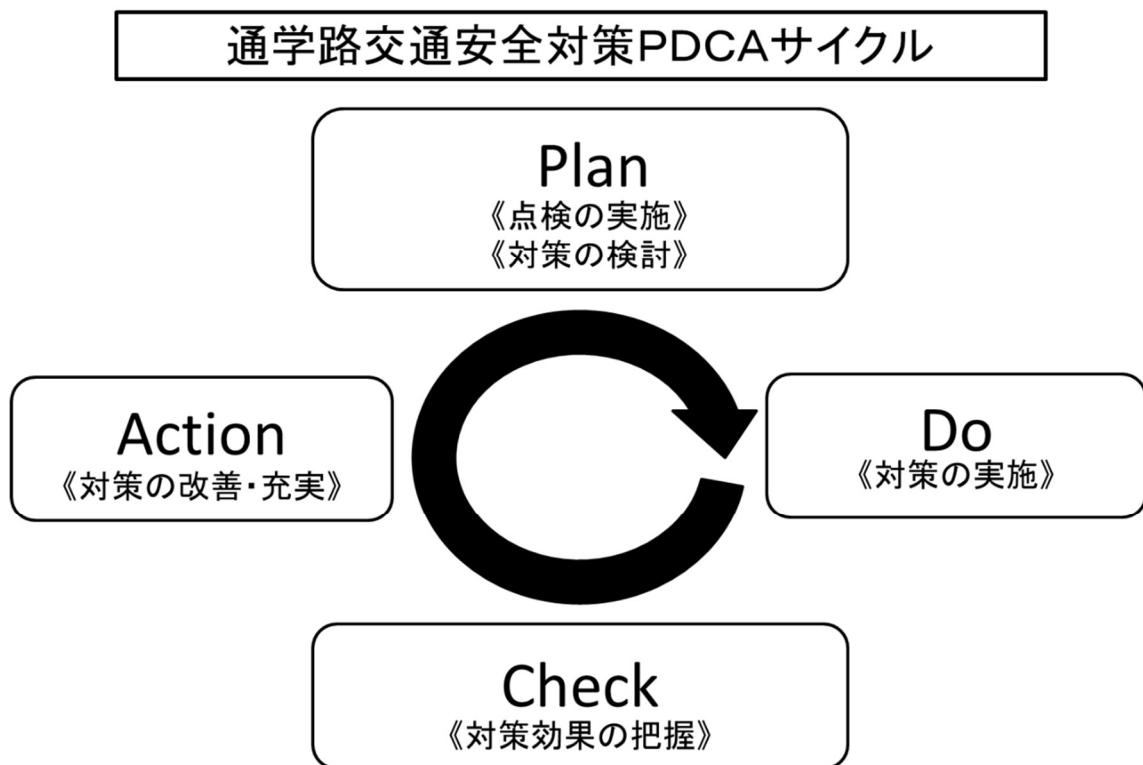
3 取り組み方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を図るため、1年に2中学校区単位（4中学校区あるため2年間で1巡）で安全対策を検討して整備計画を作成し、翌年度末までに対策を実施します。

対策実施後の効果把握も逐次行い、対策の改善・充実を図ります。

これらの取り組みを下記のとおり「P D C Aサイクル」として、繰り返し実施することで、通学路の安全性の向上を図っていきます。



（2）危険箇所の把握・対策要望箇所の把握

学校教育課からの依頼により、各小中学校において、P T A、交通指導員等からの情報収集を含め、通学路における危険箇所の調査・把握をします。

危険箇所の調査・把握方法は、各小中学校において集約した情報のうち、早急に対策が必要となる箇所について、P T A、交通指導員等の意見を聞きつつ、危険箇所報告書を作成し、学校教育課で意見を取りまとめます。

（3）整備計画の作成

学校から提出された危険箇所報告書に従い、すべての箇所において現地踏査等を行い、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策をはじめ、路面のカラー塗装や歩道整備のようなハード対策等、具体的な実施メニューを検討し、「通学路安全対策整備計画（案）」を作成します。

整備計画（案）を基に、関係機関で協議・検討を行い、整備計画の調整を図ります。

（4）合同現場調査の実施

調整後の整備計画（案）に基づき、関係機関で合同現場調査等を実施し、整備計画の最終調整等を行います。

（5）対策の実施

完成した整備計画に基づき、関係機関で通学路の安全対策を実施します。

（6）対策効果の把握と対策内容の改善・充実

安全対策の効果については、改めて整備計画を作成する際に各小中学校でPTA、交通指導員等から聞き取りを行うなどして確認することとし、これを踏まえて整備計画の改善・充実を図ります。

（7）情報の共有及び公表

点検結果に基づいて「対策内容の一覧」や「箇所図」等を作成し、関係機関で情報を共有するとともに、市のホームページ等を活用し公表します。